

こどもあんぜんマイスター規約

本規約は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）が、子どもの事故防止に関し、当社が定めた一定の条件を満たす方をこどもあんぜんマイスターとして認定します。また、認定こども園、保育園および幼稚園等をこどもあんぜんマイスター認定施設として認定することにより、保育事業の発展に寄与することを目的とします。

こどもあんぜんマイスターとして認定された皆さま（法人個人を問いません。）は、本規約に同意したものとみなされます。本規約全文をご確認いただき、同意の上で、こどもあんぜんマイスターとして認定を申請されるようお願い申し上げます。

第1条（適用）

- （1）本規約は、こどもあんぜんマイスターの認定条件等を定め、こどもあんぜんマイスターに関する権利義務関係を定めることを目的とし、これに適用されます。
- （2）本規約の内容と、本規約外におけるこどもあんぜんマイスターに関する説明等に差異がある場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々、以下に定める意味を有するものとします。

- （1）「施設」とは、以下の各施設をいいます。
 - ◇認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項の定義によります。）
 - ◇保育園（児童福祉法第39条第1項に定義される保育所をいい、児童福祉法第59条の2に基づく届出を行ういわゆる認可外保育所を含みます。）
 - ◇幼稚園
 - ◇学童保育施設（児童福祉法第6条の3の定義による放課後児童健全育成事業を行う施設をいいます。）
- （2）「認定施設」とは、本規約に同意した上で、第4条に定める手続により次条（2）のこどもあんぜんマイスターの認定を受けた施設をいいます。
- （3）「運営主体」とは、次条（1）のこどもあんぜんマイスターの認定を受けた個人の属する施設または認定施設を運営する法人もしくは個人事業主をいいます。

第3条（こどもあんぜんマイスターの認定基準）

- （1）当社は、施設に属する個人であって、以下の基準を満たす方を、こどもあんぜんマイスターとして認定するものとします。
 - ① 当社所定のネットワークに登録すること
 - ② 当社の定める研修を受講したこと

- ③研修内容を実践し、当社所定の報告書を提出すること
- (2) 当社は、以下の基準を満たす施設を、こどもあんぜんマイスターの認定施設として認定するものとします。
- ① 前項の認定を受けた従業員が3名以上在籍しており、かつ、それらの従業員が認定施設の保育サービスまたはこれに準じるサービスに従事していること
- (3) 当社は、施設に属さない個人、あるいは所属する施設を運営する法人または個人事業主を通しての申請ができない個人であって、以下の基準を満たす方を、当社の裁量により、こどもあんぜんマイスターとして認定するものとします。
- ① 当社所定のネットワークに登録すること
- ② 当社の定める研修を受講したこと
- ③ 研修内容を実践し、当社所定の報告書を提出すること

第4条（認定の手続）

- (1) 前条（1）のこどもあんぜんマイスターの認定の申請は、認定を希望する当該個人の属する施設を運営する法人または個人事業主が行うものとします。当該法人または個人事業主は、本規約を遵守することに同意し、かつ、当社の定める一定の情報を当社の定める方法で当社に提供することにより、認定を申請することができます。この申請により、当該個人も本規約を遵守することに同意したものとみなされます。
- (2) 前条（2）のこどもあんぜんマイスターの認定の申請は、認定を希望する当該施設（以下「認定希望施設」といいます。）を運営する法人または個人事業主が行うものとします。当該法人または個人事業主は、本規約を遵守することに同意し、かつ、当社の定める一定の情報を当社の定める方法で当社に提供することにより、認定を申請することができます。
- (3) 当社は、本条（1）または前項に基づく申請について、前条（1）または（2）所定の基準に従いその認定の可否を判断し、当社が認定する場合には、その旨を当該施設または認定希望施設に通知します。こどもあんぜんマイスターとしての認定は、次項所定の認定証の交付をもって、通知・認定完了したものとします。
- (4) 当社は、こどもあんぜんマイスターとして認定された個人に対して認定証を、認定施設に対して認定証プレートを、当社所定の方法によりそれぞれ交付します。また、当社は、こどもあんぜんマイスターのロゴデータの利用を希望する認定施設に対しては、当社所定の方法によりロゴデータを提供します。
- (5) 前条（3）のこどもあんぜんマイスターの認定の申請は、認定を希望する当該個人が行うものとします。当該個人は、本規約を遵守することに同意し、かつ、当社の定める一定の情報を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、認定を申請することができます。この場合、当社は、前条（3）所定の基準に従い、本項に基づく申請についての認定の可否を、当社の裁量により判断し、当社が認定する場

合にはその旨を当該個人に通知します。こどもあんぜんマイスターとしての認定は、前項所定の認定証の交付をもって、通知・認定完了したものとします。

- (6) 当社は、こどもあんぜんマイスターの認定を希望する個人または当該個人が属する施設もしくは認定希望施設が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、認定（再認定を含む。）を拒否または取消しを行うことがあります。この場合、当社はその理由について一切開示義務を負いません。
- ①当社に提供した情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - ②過去、当社との契約に違反した者またはその関係者であると当社が判断した場合
 - ③暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力等（以下「反社会的勢力等」といいます。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っているとして当社が判断した場合
 - ④第7条（認定取消し）に定める措置を受けたことがある場合
 - ⑤その他、本項各号に準じ、認定を相当でないと当社が判断した場合
- (7) 運営主体またはこどもあんぜんマイスターとして認定された個人は、本条(1)、(2)または(5)に基づき当社に提供した情報に変更があった場合、当社所定の書式により当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。

第5条（確認事項）

運営主体またはこどもあんぜんマイスターとして認定された個人は、次の事項を確認します。

- (1) 運営主体がロゴデータの提供を受けた場合は、当社の定める「こどもあんぜんマイスターロゴ利用規約」を遵守してロゴデータを使用すること。こどもあんぜんマイスターとして認定された個人または運営主体が、ロゴデータの交付を受けない場合についても、同規約に準じて認定証および認定証プレートを取り扱うべきこと。
- (2) 当社は、こどもあんぜんマイスターの認定によって、こどもあんぜんマイスターとして認定された個人または運営主体による保育サービスの提供が、当該施設を利用する未就学児、未成年者の安全性を保障するものでないこと。
- (3) こどもあんぜんマイスターの制度に関連して、こどもあんぜんマイスターとして認定された個人または運営主体と第三者との紛争が生じた場合においても、当社は一切の責任を負わず、当該個人または運営主体がその費用および責任において解決すること。

第6条（禁止行為）

運営主体またはこどもあんぜんマイスターとして認定された個人は、以下の各号に該当

する行為をしてはなりません。

- (1) 法令（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、児童福祉法および学校教育法並びにこれらに基づく政令を含むがこれらに限られない）に違反する行為、または犯罪行為に関連する行為
- (2) 「こどもあんぜんマイスターロゴ利用規約」に違反する行為
- (3) 当社やこどもあんぜんマイスターの制度の信用を傷つける行為
- (4) 当社または第三者の提供するサービスにかかる知的財産権、名誉その他の権利または利益を侵害する行為
- (5) 当社によるこどもあんぜんマイスターの制度に関連する業務を妨害するおそれのある行為
- (6) 第三者に成りすます行為
- (7) こどもあんぜんマイスターの制度を通じて得た情報または利益を反社会的勢力等へ供与する行為
- (8) 第3条所定の研修を録音ないし録画し、または研修内容の改変や漏示、二次利用する行為
- (9) 研修内容に著しく反し、未就学児、未成年者の安全を害する行為
- (10) 認定施設として品位を害する行為
- (11) 公序良俗に反する行為
- (12) その他、当社が不適切と判断する行為

第7条（認定取消し）

当社は、運営主体またはこどもあんぜんマイスターとして認定された個人が、以下の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに認定を取り消し、本規約を解除することができます。

- (1) 前条所定の禁止行為をしたとき
- (2) 認定施設が認定時に取得していた事業認可が取り消されたとき、または監督官庁より営業停止処分その他の行政処分を受けたとき
- (3) 運営主体が振出した約束手形・小切手もしくは引き受けた為替手形が不渡りとなったとき、または支払を停止したとき
- (4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは担保権実行としての競売の申立てを受け、または租税公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 破産、民事再生、特別清算、特定調停、会社更生の申し立てをなし、または申し立てられたとき
- (6) 運営主体が解散または廃業したとき
- (7) 運営主体の代表者または役員、もしくはこどもあんぜんマイスターとして認定された個人が懲役または禁固の刑を受けたとき

- (8) 第4条(6)所定の事由が判明したとき
- (9) その他、当社に対する重大な背信行為があったとき

第8条 (こどもあんぜんマイスターの内容の変更、終了)

- (1) 当社は、当社の都合により、こどもあんぜんマイスターの制度内容を変更し、または終了することができます。
- (2) 当社がこどもあんぜんマイスターを終了する場合、当社は運営主体およびこどもあんぜんマイスターとして認定された個人(第4条(5)に基づき認定された方に限り)に対し、終了日の3か月前までに、第12条に定める方法により連絡または通知をするものとします。

第9条 (保証の否認)

当社は、こどもあんぜんマイスターの制度が、運営主体またはこどもあんぜんマイスターとして認定された個人の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、認定施設またはこどもあんぜんマイスターとして認定された個人に適用される法令または業界団体の内部規則等に適合すること、および継続的に利用できることについて、明示又は黙示を問わず何ら保証するものではありません。

第10条 (契約の譲渡等)

運営主体またはこどもあんぜんマイスターとして認定された個人は、当社が書面で承諾した場合のほか、本規約上の地位又は本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第11条 (不可抗力)

各当事者は、戦争、天災等の不可抗力による事由が発生した場合は、本規約上の義務の不履行について責任を問われないものとします。

第12条 (連絡・通知)

- (1) こどもあんぜんマイスターに関する、当社から認定施設またはこどもあんぜんマイスターとして認定された個人に対する連絡または通知は、原則として、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所に掲示する方法により行います。
- (2) 当社が、こどもあんぜんマイスターに関する連絡または通知を、認定施設またはこどもあんぜんマイスターとして認定された個人(第4条(5)に基づき認定された方に限り)に対して個別に行う場合は、同条(1)および(2)に基づき運営主体より提供された情報または同条(5)に基づき個人より提供された情報に従い行うものとします。

- (3) 本規約に基づく連絡または通知は、原則として、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所に掲示された時点、または当社が文書またはメールを発信した時点で、その効力を持つものとし、以後も同様とします。

第13条（期間等）

- (1) 本規約の有効期間は、第4条（1）、（2）および（5）に基づくこどもあんぜんマイスター認定が完了した日より1年間とし、当社または運営主体ないしこどもあんぜんマイスターとして認定された個人より異議がない限り、その後1年間有効に存続するものとし、以後も同様とします。
- (2) 本規約の有効期間終了後、運営主体またはこどもあんぜんマイスターとして認定された個人は、当社から提供を受けた認定証、認定証プレートおよびロゴデータについて、速やかにこれら一切を廃棄するものとし、以後も同様とします。
- (3) 本規約の有効期間の終了後においても、その終了事由の如何を問わず、本規約第2条、第5条（2）および同条（3）、第9条、第10条、前条（2）および同条（3）、次条並びに前項および本項は、なお有効にその効力を有するものとし、以後も同様とします。

第14条（裁判管轄等）

- (1) 本規約に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた場合には、当社および運営主体ないしこどもあんぜんマイスターとして認定された個人は、互いに誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとし、以後も同様とします。
- (2) 本規約の解釈適用は、日本法に基づき行われるものとし、以後も同様とします。
- (3) 本規約に関し紛争が生じた場合については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。

第15条（規約の変更）

当社は、当社が必要と判断する場合、あらかじめ通知することなく、いつでも、本規約を変更することができます。変更後の本規約は、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を生じるものとし、運営主体またはこどもあんぜんマイスターとして認定された個人は、変更後の本規約に同意したものとみなされます。

令和3年8月25日 制定